

## 大分県外国人福祉・介護人材受入支援事業実施要領

この要領は、大分県外国人福祉・介護人材受入支援事業費補助金交付要綱に定めるほか、本事業の実施に当たり必要な事項について定める。

### (事業内容等)

第1条 事業実施主体は次のすべてを満たす法人を対象とする。

#### (ア) 対象者

大分県内で外国人福祉・介護人材を受け入れる（予定を含む。）介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所（以下、事業所等という。）等を運営していること。

大分県内で介護福祉士養成施設等を運営していること。

#### (イ) その他

本事業による導入効果等について、本県から事例発表・資料の作成等の要請があつた場合は応じられること。

2 補助対象となる事業は次のとおりとする。

#### (ア) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人福祉・介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

#### (イ) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人福祉・介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

#### (ウ) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

さらなる外国人福祉・介護人材の確保を促進するため、  
・海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集  
・日本の福祉・介護に関するPR、障害福祉施設及び介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動  
・上記取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

#### (エ) その他海外現地における外国人福祉・介護人材確保のための取組

3 補助対象経費は次のとおりとする。

#### (ア) 旅費

往復の航空券、現地での公共交通機関での移動にかかる費用、宿泊費、保険料、VISA申請費など

#### (イ) 需用費

広報活動に伴う資料代など

(ウ) 委託料

宣材ツールの作成 など

(エ) 使用料及び賃借料

会議室の賃借料、バス等の借上代 など

(オ) 役務費

外国で使用する WiFi ルーターレンタル費 など

(カ) その他知事が認める費用

4 補助対象外となる経費は次のとおりとする。

- ・外国人福祉・介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料
- ・採用予定の外国人福祉・介護人材の来日費用、送り出し機関に対して支払う費用、在留資格申請等に要する費用等の外国人福祉・介護人材が就労するために要する費用
- ・その他知事が定める費用

5 補助対象期間

大分県外国人福祉・介護人材受入支援事業補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の 4 月 1 日から 2 月 28 日までとする。なお、支払いが 2 月 28 日までに完了していない経費については、補助対象外とする。

(事業実施の申請等)

第 2 条 事業実施主体は、事業実施認定申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

- (1) 事業実施計画書（第 2 号様式）
- (2) 見積書
- (3) 消費税課税事業者届出書（第 3 号様式）
- (4) 誓約書（第 4 号様式）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(認定等)

第 3 条 知事は事業実施計画の内容を精査し、別紙に規定するポイント算定表により採点を行い、予算の範囲内でポイントの高い順に事業実施主体を採択するものとする。

2 知事は前条により適当と認めるときは認定を行い、事業実施計画認定通知書（第 5 号様式）により通知するものとする。

附則

この要領は、令和 6 年度補正予算に係る事業から適用する。

令和 7 年 9 月 4 日 制定

(別紙)

a ポイント算定表（事業所等）

項目	ポイント
事業実施年度に外国人材を受け入れる予定である。 今後外国人材を受け入れる予定である。	20 ポイント 10 ポイント
ふくふく認証を受けている ふくふく認証の参加宣言をしている 上記以外	20 ポイント 10 ポイント 0 ポイント
事業目標の妥当性※	0~30 ポイント
事業計画の妥当性※	0~30 ポイント
合計	100 ポイント

b ポイント算定表（介護福祉士養成施設等）

項目	ポイント
事業実施年度に外国人留学生を受け入れる予定である。 今後外国人留学生を受け入れる予定である。	20 ポイント 10 ポイント
事業目標の妥当性※	0~40 ポイント
事業計画の妥当性※	0~40 ポイント
合計	100 ポイント

※事業目標及び事業計画の妥当性については、県高齢者福祉課又は障害福祉課で採点を行う。なお、採点は下記に記載する取組事項を元に行う。

(ア) 事業目標の妥当性

- ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。
- ・目標の達成状況を判断・評価するために、適切な評価指標を設定しているか。
- ・目標の達成により、事業テーマに応じた効果が期待できるものとなっているか。
- ・その他特筆すべき事項。

(イ) 事業計画の妥当性

- ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。
- ・予算計画は妥当なものになっているか。
- ・目標達成に必要な取組内容が過不足なく計画されているか。
- ・手法、内容等が明瞭で、事業目的の達成のために効果的なものとなっているか。
- ・申請代表者に十分な管理能力があるか。
- ・法人において、当該事業の関連又は同様の取組の経験、実績を有しているか。
- ・その他特筆すべき事項。